

○議事日程（令和８年３月18日第２日）

日程第１ 会議録署名議員の指名

日程第２ 諸般の報告

日程第３ 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 早 崎 百合子

○出席議員

１番	佐 野 伸 也	２番	大 橋 みち子
３番	西 脇 康	４番	清 水 由美子
５番	北 倉 義 博	７番	吉 田 太 郎
８番	早 崎 百合子	９番	野 村 永 一
10番	松 永 民 夫	11番	水 谷 久美子

○欠席議員

６番 岩 永 義 仁

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	川 地 憲 元	副 町 長	田 中 一 也
教 育 長	早 崎 京 子	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	無 藤 宣 宏	総 務 部 企 画 財 政 課 長	中 島 和 哉
総務部税務課長	永 嶺 早 苗	住 民 福 祉 部 長	近 藤 真由美
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	吉 村 和 人	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	伊 藤 めぐみ
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	香 川 明 美	産 業 建 設 部 長	竹 中 修
産 業 建 設 部 技 術 参 事 兼 建 設 課 長	近 藤 晴 彦	産 業 建 設 部 産 業 観 光 課 長	杉 野 雄 士
産 業 建 設 部 水 道 課 長	加 納 康 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	若 山 実 穂
教 育 委 員 会 教 事 務 局 長	中 島 恵 美	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	尾 前 眞 理
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	徳 本 弘 基	消 防 長	大 倉 巧
消 防 総 務 課 長	三 輪 正 俊	消 防 課 長	玉 井 洋 祐

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 高 橋 正 人

議会事務局書記 國 枝 利 法

(開議時間 午前 9 時 30 分)

○議長（早崎百合子君） おはようございます。

令和 8 年第 1 回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆さんも御一緒をお願いいたします。私が前段を読み上げますので、後段の御唱和をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長（早崎百合子君） ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席者を報告します。

岩永義仁君より療養のため欠席の通告がありました。

インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内ビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場 1 階ロビーのモニターでも放送いたします。

ただいまから令和 8 年第 1 回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長（早崎百合子君） それでは、日程第 1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第 127 条の規定によって、4 番 清水由美子君、5 番 北倉義博君を指名します。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第 2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第 3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第 56 条第 1 項の規定に基づき、議員 1 人当たりの質問・答弁の時間を 60 分以内といたします。

それでは、4 名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に、7 番 吉田太郎君。

○7 番（吉田太郎君） おはようございます。

議長に発言の許可をいただきましたので、通告に基づき 1 点質問させていただきます。

川地町政 1 期目の施策に対する進捗状況についてでございます。

川地町長は、令和 4 年 11 月に行われた養老町長選挙において、多くの町民の負託を得て初当選をされました。以来、今日まで 3 年余り、町政のかじ取り役を担われてきたことでございます。

この間、町長は現場主義、町民目線をモットーに、令和 4 年 12 月議会での私の一般質

間に対する答弁でもおっしゃられたスピード感と継続性により全体のバランスを取ってこられたと思っております。さらに、職員、副町長時代の豊富な経験の基に具体的で明確な方向性を示し、職務上の悩みを持つ職員を導いてきたとも推察しております。

私も5期にわたり町会議員を務めておりますので、町長のことはよく知っておりますが、その厚い人望で相談しやすい人柄で、町民に寄り添い、町民からの信頼を集めてきたと思っております。

そこで質問します。

コロナ禍に始まり、物価高騰が急激に進む難しい中での町政運営であることは想像に難くありませんが、その進捗状況と評価をお伺いいたします。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 吉田議員の御質問に御回答させていただきます。

町政1期目の進捗状況についてでございます。

施政方針の中でも申し上げておりますけれども、令和4年12月に第7代目の養老町長に就任してから3年3か月が経過し、1期目の最終年を迎えておるわけでございます。就任以来、先ほど言っておりましたけれども、現場主義、町民目線をモットーに掲げながら、職員と一丸となって全員野球ということで町政の運営に当たってまいりました。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっている中での町政スタートでございました。町民生活の安心・安全を取り戻し維持していくことと、地域経済の活性化による町内事業者の振興を第一に施策を実施してまいりました。

また、所信表明におきましても、個別施策である人口減少対策、交通アクセス・住環境の改善、産業振興、誘客の促進、コロナ対策、防災・減災対策など積極的に取り組む旨申し上げてまいりました。

これまで様々な施策を展開してまいりましたが、この6つの個別施策に沿ってその成果を御説明させていただきます。

まず人口減少対策についてでございます。

少子高齢化、人口減少社会にあってもにぎわいのある地域社会の形成を目指し、転出超過の抑制を図るため様々な取組を複合的に展開してまいりました。

関係人口の創出を図るため、令和5年1月に町公式ファンクラブYORO SUPPOTER WORLDを設立いたしました。町内外を問わず多くの方々に会員となっていただき、本町の魅力のPRにもつながっております。令和7年には、地域住民や町内事業者との交流を深めるイベントも実施し、本町への興味関心がより一層深められたものと考えております。

子育て世帯に対する支援におきましても、令和7年4月からは町内で初めてとなる病児保育事業を開始し、保護者の安定的な就労の確保と、病気や病気の回復期にある子供

たちの安全な保育を提供してまいりました。こども園、保育園においては、使用済みおむつの持ち帰りを廃止し、園で処分をすることといたしました。

学校給食費につきましては、公費負担の段階的拡充を実施してまいったわけでございます。新年度からは、国の学校給食費軽減交付金の活用と、不足分を町が補うことにより小学校の給食費を無償化するとともに、町単独で中学校の給食費につきましても5割負担を軽減するとしております。

留守家庭児童教室でも、対象となる児童は小学校1年生から4年生まででございましたが、6年生まで拡充いたしました。保護者の負担軽減を図り、安心して子育てできる環境の整備には特に力を入れていきたところでございます。

移住・定住につきましても、積極的なPRを重ねてまいりました。町の人口の社会減の状況に変わりはありませんが、抑制傾向にあり、地道な取組が少しずつ効果が現れていると考えております。

2点目の交通アクセス・住環境の改善についてでございます。

オンデマンドバスは、利用者からの要望が多かった週末において、第2・第4土曜の運行を令和5年10月から開始、公共交通の利便性の向上を図っております。

また、同じ第2・第4土曜日には、1回ワンコイン500円で利用できるげんちゃんタクシーの運行も開始し、高齢者にも優しい移動手段の確保にも心がけてまいりました。

養老鉄道につきましても、沿線市町との連携を強化し、さらなる利用者の増加に向け検討を重ねております。町といたしましても、イベント時における企画切符の販売など、活性化に努めているところでございます。

空き家に対する疑問や心配事を専門家に相談できる空き家相談会を各自治会館等で開催し、不安解消を図っているところでございますし、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金（テレワークタイプ）を活用しながら、空き家の改修、利活用をした宿泊施設も令和5年度にオープンしております。

3点目は、産業振興についてでございます。

東海環状自動車道養老インターチェンジ、名神高速道・養老SAスマートインターチェンジにより、人・もの・流通の基盤が整っております。橋爪地内においても、大規模物流倉庫の建設など幾つかの計画に熱意を持って対応しているところであり、積極的な企業誘致も行っておりましました。

既存企業の規模拡大にも販路拡大や創業に対する支援を行い、地域経済の活性化を後押ししてきたところでございます。何より町商工会との連携による町内事業者の発展を継続的に図ってまいりました。

また、農業に目を向けますと、大巻及び室原地内で農地の圃場整備が着手され、圃場の大区画化とパイプラインの整備に向けた事業がスタートし、大規模化による作業の効率化と安定的な作物の生産が見込まれることとなっております。あわせて、人口と

ともに減少する農業の担い手を補うため、人が少なくても回る仕組みを構築できるようスマート農業への取組を推進し、自動操縦のトラクターや田植機の導入、ドローンによる防除の実施によってピーク時の作業負担の軽減を図るとともに、作業時間の短縮にもつなげてまいりました。

4点目の誘客促進についてにつきましては、コロナ禍で開催を見送ってまいりましたまると肉まつり養老を再開し、安くておいしい養老の特産、またお肉を町内外にPRしてまいりました。

特に、昨年開催しましたまると肉まつり養老2025では、養老Payと連動したスタンプラリーを実施するなど、会場内でも楽しめる仕掛けを工夫し、2日間で約6万3,000人もの方に来場いただき大変にぎわいを見せたわけでございます。

飛騨牛が返礼品の大部分で占めるふるさと納税額は減少傾向にありましたが、令和7年度、本年度からは前年度から大きく持ち直し大幅な歳入増にもつながっております。

新たにリリースしたデジタル観光パンフレットは、観光情報を随時更新することにより最新のデータを全国に配信してまいっております。

また、養老の滝が社名の由来となっておる御縁で、東京都内にある養老乃瀧株式会社本社におきまして大養老展を開催し、首都圏においても積極的な本町のPRを行ってゐるわけでございます。

本町が会場の一つとなりました全国大会である全国都市公園緑化フェアや全国健康福祉祭（ねんりんピック）では、大会期間中にSDGsマルシェなどの開催で町独自のおもてなしにより相乗効果で本町の魅力を発信し観光誘客の促進にもつなげてまいったわけでございます。

本年度には、約十数年ぶりに町のホームページをリニューアルして、見やすく使いやすい閲覧者目線でのホームページとすることで、本町の情報発信には飛躍的に向上したものと考えております。

5点目のコロナ対策でございますが、各種感染症の拡大防止には現在でも細心の注意が必要ですし、コロナ禍における世界的な社会情勢の不安定さに端を発した物価高騰に対しましては、その影響を受けやすい低所得者世帯、子育て世帯を中心に事業者の支援にも視野を入れた対策を実施してまいりました。特に、町商工会との連携によるプレミアム付商品券の事業を継続し、町民の方への支援を通じて町内事業者に対する消費拡大も図ってきたわけでございます。

子育て世帯に対しましては、学校給食費の公的負担を中心にファミリー・サポート・センター等利用に係るクーポン券の発行や、ギフトカードを配付し経済的負担の軽減を支援しております。

加えまして、医療機関等への支援金、農業従事者に対する資機材や燃料高騰に対する補助なども実施してまいりました。物価高騰の波はいまだ収まる気配はなく、高齢者に

対する支援も含め、引き続き町民の皆様の生活を守るとともに町内事業者に対する支援を実施してまいります。

最後に、6点目の防災・減災対策についてでございます。

南海トラフ巨大地震の発生に備え、急ピッチで継続して取り組み避難所環境の改善を図るなど、最大の使命であります町民の方の生命と財産を守るために最大限注力してまいりました。町だけで全てを整備し切れるものではないことから、個人で、家庭で、地域で、自助・共助について話し合いもお願いしてきたところでございます。

避難所の環境整備といたしましては、高田中学校、東部中学校の体育館の空調整備をはじめ避難所となる公共施設の整備を優先的に進めてまいりました。支援物資の確保につきましても、整備計画に基づき着実に進めているところでございます。

さらには、町内外民間事業者10者との間に防災協定を締結し、災害時における避難場所としての施設の開放や応急支援物資の供給など、避難所生活に対する支援、ドローンによる現場確認といった民間が持つ施設、物流網、技術力を活用してできるように努めてまいりました。

また、海津市と共同で防災士講座を開催し、昨年4月には養老町防災士会を設立されました。有事の際に御協力いただく消防団の装備品の充実にも継続的に実施してきたところでございます。今後、さらに連携を深め、防災意識の向上と地域防災力の強化を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、町民の意見や困り事に真摯に耳を傾け、少しでもお応えできるようにと努めてまいりました。生まれ育ったまち養老のためにとの思い、各種施策に全力で取り組んでまいりました。共に歩んできた職員には感謝しかございません。そして、時には温かく、時には厳しく接してくださいました町民の皆様の期待に少しでも応えれたのであれば大変うれしく思っております。

評価といたしましては、最終的には町民の皆様に御判断いただくことになろうかと思いますが、本町のポテンシャル、伸び代は大きな期待が持てますし、新年度からスタートします養老町まちづくりビジョン後期テーマ別戦略に基づき、今後も十分それらを発揮できるよう町民の皆様と共に一緒になって養老町の明日を開いてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 7番 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 町長から1期目の進捗状況について説明がありました。人口減少、少子高齢化の中での懸命なかじ取りを行ってこられたと感じております。

それでも、長引いている物価高騰に町民は疲弊しています。先行きを見通しにくい状況に不安を感じている町民も多くおられます。個々の課題に対応したスピード感と継続性を同時に発揮し続けなければ、現在の難局は乗り越えていくことは難しいことと考え

ます。

新町長となられた川地町長に対する町民の期待はとても大きなものでありますが、その期待に応えられる力もしっかり備えておられます。そして、存分に発揮するためのかじ取り役としての経験も確実に蓄えてこられたと思います。

そこで再質問をいたします。

本年11月には4年に1度の町長選挙がございます。これに対する考えと決意をお答えください。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいまの吉田議員の再質問に御回答させていただきます。

本町は深刻な人口減少、少子高齢化に直面していると思います。これらの対応、対策は急務であり、喫緊の課題であるというふうに言えます。一方で、人口減少、少子高齢化が進行する中であっても、やはり安心して暮らせるまちづくりを維持していくことも求められております。

また、議員御発言のとおり物価高騰は長期化しており、常態化しつつある状況でもございます。町民の皆さんに寄り添った継続的な対策が必要であります。さらには、社会情勢を敏感に感じ取り、早急に対応していかなければならないとも思っております。このほかにも、激甚化、頻発化する自然災害に対する備えや、老朽化する公共施設、また空き家の増加など取り組むべき課題は多くございます。

一方で、本町が持つポテンシャルを最大限生かすため、企業誘致や観光振興、各種産業の活性化といった強力に推し進めていくべき施策も多数ございます。

令和8年度から養老町まちづくりビジョンの後期テーマ別戦略がスタートいたします。町の将来像「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」の実現に全力を尽くしてまいります。全ての土台はやはり町民目線、現場主義にあると思っております。町民の皆様の声に真摯に耳を傾け誠実に向き合い、真摯に語り合うことで輝かしい未来を共につくる持続可能なまちづくりへとつながってまいると考えております。

1期3年3か月を経験したからこそ継続して取り組むことができますし、またこれまでの既成概念にとらわれることのない対策も可能であると確信をしております。生まれ育った養老のために、養老の明日を開くために、町政2期目でございますけれども、粉骨碎身の覚悟で再挑戦させていただきたいと考えております。

どうぞ御指導よろしくお願いしたいと思います。

〔7番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 7番 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） ただいまは川地町長から力強い決意表明を聞きました。2期目への豊富として、しっかり受け止めました。

これまでに川地町長が町民のため、町のため、身を粉にして全力を注いでこられたと

思います。防災・減災、人口減少、物価高騰など多くの課題があることも事実であります。養老町は大きく飛躍ができる要素も秘めております。

私は議員の一人として養老町の発展を強く願っておりますので、川地町長には一つ一つをしっかりと見詰め、これまで以上の力強い覚悟と情熱で引き続き御尽力をいただきたいをお願いし、一般質問を終わります。

○議長（早崎百合子君） 以上で、7番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

次に、11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき3件で質問をいたします。

1件目は、学校給食の小・中学生完全無償化について伺います。

日本の学校給食は、1889年（明治22年）山形県鶴岡町の私立忠愛小学校で貧困児童を対象に無償の給食（おにぎり、焼き魚、漬物）を提供したのが始まりとされています。その後、1923年（大正12年）、栄養補給の目的で国が奨励し、都市部を中心に広まり、戦争で一時中断しましたが1946年（昭和21年）に試験的に再開され、1947年1月より全国的な給食が実施されました。

1954年（昭和29年）には、学校給食法が制定され、子供たちの心身の健全な発達に教育上の役割が認められ、学校給食が教育の一環として定着しました。

全国的に行政改革で調理場のセンター化が進む中、養老町においては自校単独方式を堅持し、県下でも優れた学校給食を提供するとの評価を確実のものにしています。

さて、全国的な給食が実施され80年、国は新年度の2026年度から助成制度を開始します。文部科学省所管の給食費助成制度は、児童1人当たり月5,200円の基準額の食材費分を支援するものです。保護者への直接給付ではなく、国が給食費負担軽減交付金を創設し都道府県に交付すると承知しています。助成対象に保護者の所得要件はありませんが、様々な事例の判断が自治体に委ねられています。

そこで3点で伺います。

1点目は、保護者への直接給付ではなく、国が給食費負担軽減交付金を創設し、都道府県に対し給食実施校の在籍児童数掛ける5,200円掛ける11か月分の2分の1を交付、残りの2分の1は地方交付税で対応すると承知していますが、学校給食の実施主体は市町村です。都道府県に交付する理由をお聞かせください。

2点目は、特別支援学校、私立校、不登校やフリースクールなど、アレルギー対応で給食を利用しない児童の無償化や支援策は講じられているのでしょうか。

3点目は、新年度から中学生については2分の1公助補助が提案されましたが、完全無償化の見解について伺います。

○議長（早崎百合子君） 早崎教育長、演台にて答弁。

○教育長（早崎京子君） 水谷議員の御質問の1点目と2点目については、私から回答さ

せていただきます。

まず1点目の御質問について回答いたします。

今回の財政措置は、国から地方全体に対して措置されるものであり、個々の市町村ごとの使途や配分額があらかじめ指定されているものでございません。そのため、県内における具体的な配分方法については、広域自治体である県が一定の基準を定め整理する必要があります。

市町村の自主性を尊重することは当然であります。財源が限られている中で県内全体として整合性のある制度運用を図るために、一定の統一的考え方を示すことが必要であると考えております。県が基準を示すことは市町村の裁量を制限するものではなく、むしろ公平かつ安定的な運用を支えるための枠組みであると御理解いただきたいと存じます。

次に、2点目の御質問について回答いたします。

まず基本的な考え方として、本制度は公立学校給食を利用している児童の保護者負担軽減を目的としております。

特別支援学校は県が設置者であり、学校運営や給食の実施主体も県であります。そのため、給食費の無償化を行う場合は設置者である県の責任において制度設計や財政措置が講じられるものだと考えております。

私立学校につきましては設置者が学校法人であり、給食の実施形態や費用構造もそれぞれ異なっております。そのため、町が直ちに同様の形で無償化を行うことは、制度上、財政上の整理が必要となり、現時点では大変厳しい状況です。

不登校やフリースクールの児童・生徒につきましては、登校の実情が読めないことから、保護者からの申出がない限りは給食費を徴収の上、公費負担額を保護者に交付することはいたしておりません。

一方で、アレルギー対応で弁当を持参している等、給食の提供を受けていない児童・生徒については、給食費を納入されている保護者に限り1人当たりの公費負担額を保護者に交付しています。

本制度は、先ほど説明しましたように学校給食費という公的に徴収している保護者負担を軽減することを目的としたものであり、基本的には給食の提供を受けている児童を対象にしております。

本町の小学校の給食費は、来年度1人当たり月額5,800円です。国の給食費軽減交付金が1人当たり月額5,200円ですので、差額の600円については町費にて負担いたしますので、小学校の学校給食は完全無償化となります。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 3点目は私のほうからということでございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

中学校の給食費の無償化につきましては、義務教育段階における保護者の負担軽減という観点から重要な課題であるというふうに認識をしております。

本町の中学校の給食費は、来年度、1人当たり月額6,600円で、保護者の負担につきましては、段階的軽減を図るため給食費の5割を町負担といたしましたので、保護者の負担額は1人当たり月額3,300円になります。

中学校の完全無償化につきましては、公約でも方向性に沿うものでありますので、財政状況や他の施策との優先順位を踏まえながら段階的に実現を目指してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 再質問をお願いします。

非常に簡潔な答弁をいただきましたが、もう少し補足するなら、無償化の概要は1人当たりの基準額を月額5,200円とし、国と都道府県で2分の1ずつ負担し、都道府県は地方財政措置をすることです。お金の流れとしては、国費と普通交付税が岐阜県に入り、岐阜県が養老町に1人当たり5,200円を基準に分配します。基準額5,200円については、2023年度の全国平均4,688円に物価動向を加味し、多額で今後も見直すとしています。学校給食の実施主体である市町村ではなく都道府県にした理由について、市町村ごとの財政力の違いによらず、不交付団体であっても財源を確保できる方法を取ったとしています。

特別支援学校は事業主体が岐阜県であり岐阜県が予算措置を講じること、承知しましたが、私立学校を含め提起した内容の答弁は非常に残念な答弁です。子供のそれぞれのペースや選択を尊重する学びの多様化が重視されています。私立校、ユニパス（不登校）やフリースクールなどの学びです。

2026年度施政方針、未来を担う人づくりに次のような表明で表現されました。学校教育では、義務教育期の子育てに係る費用を負担することで全ての子供たちが安心して健やかに学ぶことができる教育環境を充実させてまいります。

町長の中で、全ての子供たちとは、登校している児童・生徒のみを対象にお考えでしょうか。それならそのように記載すべきです。

昨年12月19日に、文科省、総務省、財務省は3省合意文書をまとめ、その中で学校給食の無償化の基本制度の枠組みを示しました。

例えば、過去に給食費の未納家庭であっても計上できる。給食を喫食していない児童も計上できるなど、私学も含め小学校に在籍している全ての子供たち、保護者に無償化を図ることが町長の全ての子供、私立を含む給食を利用しない児童・生徒も対象にした全ての小・中学校学校給食の児童も対象にしたことではないでしょうか。

県内でも、羽島市や本巣市が適応指導教室の弁当を持参する児童や自宅ランチの児童

の保護者の負担軽減と子育て支援を図るため予算措置をするとしています。

多様な学びの中で、住民票が養老町にある私学の児童、学びの多様化の中で親子が懸命に日々と向き合う家庭を支える町からのメッセージとして、無償化を再検討していただきたいと考えますが、答弁を求めます。

また、中学校の無償化について、私は公約との整合性は通告していません。小学校と同様に、公費分を私学や養老町に在籍する多様な学びの生徒、保護者へ予算措置を講じていただきたい。見解をお聞かせください。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の再質問に御回答をさせていただきます。

私立、私学の小学校の給食費については、国においては現時点では全国一律で無償化の対象外となっており、私立学校への適応は市町村の判断、裁量であるというふうに関き及んでおります。

私立学校につきましては、それぞれ学校設置者の下で運営されていることから、制度上、国や県による支援制度の中で対応される部分もあることから、本町といたしましてはまず公立学校に通う児童・生徒の教育環境の充実を図る中で施策を進めてまいっているとございます。しかしながら、御指摘のとおり保護者の立場からすれば同じ子育て世代であり、負担軽減という観点からも、公立小学校の児童と公平性を担保すべきだというふうにも思われます。

そういったことから、本町から通う各私立の小学校ではどの程度給食費を負担されているかなど、調査するなど情報収集し、今後の議論すべき課題というふうにさせていただきたいと思えます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 私学や多様な学びの児童に関し、今後の検討課題として取り組むとの答弁をいただきましたが、町長のお考えの今後とはいつでしょうか。

今後とは、今の時点を含まず、それより先の時間の経過ですが、この事業は予算の公平性や子育て支援、移住定住施策など真ん中世代の願いや町の総合計画とも結びつく事業だと考えますが、この点での町長との見解の相違はあるのでしょうか。

今後を客観的な年度や根拠を添えて伝えていただくことが効果的だと考えます。答弁を求めたいと思えます。

住んでいる地域の違いで義務教育での対応が異なるのは、教育の機会均等に抵触します。また、あえて町長の中学校給食無償化における小学校と同時スタートの議会答弁言えば、具体的で丁寧な説明責任と、国の責任で中学校の完全無償化制度を充実させるよう市町村会などで国に求めていただくことではないでしょうか。

令和3年度版の地方財政白書によると、歳出全体における教育費の構成比率は市町村

で約12.6%と明記しています。一般的な目安として、市町村は10%から13%とのことです。当町の新年度の構成比率は9%ですので、平均や目安に届かないのが現状ですが、新年度においては岐阜県が高校生タブレット全額保護者負担を打ち出し、反対署名などが寄せられ一部貸与希望に応えるとの県の返答でしたが、3月13日、高校合格発表後の保護者説明会では、各学校の対応に温度差があり、署名された保護者からは県教委の話が違うとの不安の声が広がっています。

そうした中、養老町の新規継続事業として高校生用学習タブレット端末購入の1人5万円補助や、自転車などの振動から中学生のタブレット端末保護をするためのケースの公費負担などは、県内においては類を見ない中学生の義務教育環境を整え子育て支援予算を拡充した予算案になっています。具体的で丁寧な説明は保護者の理解を得、説得力のある町長公約との整合性が生まれると私どもは考えております。

もちろんこの事業を縮小しあの事業に予算措置するの考えには異議がありますが、必要とところに必要な予算を図るべきだとは考えますが、新年度においては町教育委員会部局の予算査定に町長がバックアップされたと評価しています。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

褒めていただいたり、厳しい御意見いただいたり、ありがとうございます。

文字どおり本年度予算の予算特別委員会での審議はもう済んでおりますし、やはりそういったことを真摯に受け止めて検討はしておりますけれども、私学もたくさんあるわけでございます。そういったところから、どこに進学されておるかとか、学校で幾らぐらい負担されておるかとか、そういった情報収集が一番大事かなというふうに思いますし、予算特別委員会の中では、いい意味でのばらまきではないかというような御意見もいただいておりますし、所得制限もというような御意見もいただいております。

そういったところから総体的に判断しまして、やはり教育委員会のほうで情報収集して、他市町とのそういった先進的な市町の事例も踏まえながら、今後ということですので、この後の後、検討させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） なかなか難しいです。

2件目は、会計年度任用職員について伺います。

住民の生活を支える自治体の業務は、公務の運営においては任期の定めない常勤職員を中心とするという原則を前提とすべきと、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルが一般は掲げています。

しかし、総務省の自治体の総人件費削減、定員管理計画が強要され、正規職員の大幅削減で非正規職員の増加は2005年以降すさまじく劣悪な処遇が社会問題化しました。そ

れらの指摘を受け、2020年4月から処遇改善を目的の一つとする地方公務員法及び地方自治法改正による会計年度任用職員制度の運用が全国の自治体で始まりました。

新年度の2026年度からは、会計年度任用職員の給与などについて、これまでの一般行政経費から給与関係経費に移し替えて計上することになったと承知しています。勤勉手当支給、常勤職に準じた給与改定の遡及適用、公募3年ルール撤廃など、経費から給与扱いと、財政上の枠組みにも変化をもたらした形です。

引き続き処遇改善を求めています。4点で伺います。

1点目は、発行される広報「ようろう」情報ボックスのページには、会計年度任用職員の募集が毎月掲載されています。

具体的職種では、こども園支援員、留守家庭児童教室指導員、こども家庭センター相談員など、子供たちの命や生活の保障に関わる重要な人的配置の確保であり、保護者の不安も寄せられているところです。現状を伺います。

2点目は、雇用保障や処遇改善など、採用環境の整備はどう図られていますか。

3点目は、会計年度任用職員の男女割合にジェンダーギャップがありませんか。改善に向けての取組をお聞かせください。

4点目は、通告でその他としましたが、町長の施政方針などからこの4点目は削除させていただきます。

○議長（早崎百合子君） 川口総務部長、演台にて答弁。

○総務部長（川口智也君） 水谷議員の質問に御回答させていただきます。

実務の内容でございますし、多部署にまたがる事案でございますので、私のほうから回答させていただきます。

1点目の人的配置の確保及び現状について回答いたします。

公立認定こども園の職員配置につきましては、国の基準である幼保連携型認定こども園等の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準に基づき子供の年齢によって基準が定められており、本町におきましてはこうした基準は満たしております。

こども園は、子供たちが初めて集団生活を経験し社会を学ぶ重要な場であります。保育教諭や支援員を適切に配置することにより、園の環境になじみ、仲間と共に充実した園生活を送れるよう支援しております。けがや事故のないよう、日頃より職員全体で子供たちを見守り、安全確保にも万全を期しております。

また、園の子供たちによりよい保育を提供するためには、職員にとってもよい職場であることが不可欠です。職員が心身ともに健やかに業務に従事できるよう、休憩時間の確保や休暇を取得しやすい体制の構築や相談し合える関係づくりなど、働きやすい職場環境を維持するため十分な人的配置が必要であると考えております。

こども家庭センターにおきましては、児童福祉法及びこども家庭センターガイドラインに基づき保育士や教員免許等の資格を有する職員を配置しておりますが、社会福祉士

や心理士など専門性を持つ人材の確保により児童の生命に関わる事態への対応力を高め、危機管理体制をより強化してまいりたいと考えております。

しかしながら、国や県においても支援体制の強化を図っていることから、専門的知見を有する職員の確保につきましては全国的な課題であり、本町においても苦慮している状況でございます。

留守家庭児童教室の職員配置につきましては、国の基準である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、支援の単位ごとに2人以上の職員を配置し、そのうち1人以上は放課後児童支援員とすることとされています。本町におきましては、こうした基準は満たしている現状です。

一方で、児童一人一人により丁寧に関わり、安心して過ごせる環境を整えることが重要であると考えていることから、基準配置を基本としつつ、継続的に留守家庭指導教室指導員の募集を行い支援の充実を図ってまいります。

2点目の採用環境整備について回答いたします。

会計年度任用職員は、国の機関や地方公共団体で働く職員のうち会計年度ごとに任用される臨時的な職員であり、令和2年度より従来の臨時・非常勤職員制度が見直され制度の運用が始まりました。

会計年度任用職員の雇用期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間ですが、令和6年の人事院通知「「期間業務職員の適切な採用について」の一部改正について」を基に、3年を超えての更新を行うことも可能としており、本町では毎年1月に人事評価及び本人の希望調査を実施し、業務状況に問題がなく本人の継続希望がある場合は雇用期間の更新を行っております。

勤務時間につきましては、雇用者の希望に合わせフルタイム、パートタイムが選択でき、個人の事情に合わせた勤務の調整が可能となっております。

休暇制度につきましては、年次有給休暇は勤務体系及び勤続年数により最大20日が付与されております。育児中の職員については部分休業の取得も可能としております。特別休暇では、忌引休暇、病気休暇、結婚休暇、夏季休暇、産前産後休暇などが取得できるものとしております。

給与体系については、給料月額が正職員と同じ給料表を使用しており、人事院勧告により随時ベースアップを行っております。雇用期間更新の際は、人事評価を基に昇級も行っております。期末・勤勉手当については、令和5年度までは期末手当のみでしたが、令和6年度から勤勉手当も支給しており、令和7年度現在、年間の支給月数は合計3.3か月分となっております。支給月数につきましては、段階的に正職員に近づけることとしており、令和8年度は合計4.0か月分の支給を予定しております。

社会保険の面では、加入条件を満たした場合は正職員と同様の岐阜県市町村職員共済組合に加入することができます。退職時には、フルタイム会計年度任用職員は退職手当

組合に加入していただいておりますので退職金が支給されます。パートタイム会計年度任用職員のうち、加入条件を満たした方は雇用保険に加入していただきますので、自己都合退職であっても雇用期間が12か月以上の方については雇用保険の規定に基づき失業手当が支給されます。

会計年度任用職員の雇用環境については年々正職員に近づけてきており、処遇改善が進んでいると考えております。引き続き、正職員だけでなく会計年度任用職員の方も働きやすい環境づくりを進めてまいります。

3点目の男女の割合にジェンダーギャップはないかという質問についてでございます。

求人時点において男女を限定、制限する募集は行っておりません。また、採用選考において性別を理由として可否を判定することもしません。性別に関わらず、本人の労働意欲や個人の能力を最大限に発揮できる職務であるかを評価するなど、公正な採用に努めております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 3点で再質問をします。

1点目は、広報「ようろう」3月号に、職員募集として各会計年度任用職員の報酬額、時給が2月号の募集時より引き上げ掲載されました。一部掲載をしましたが、中には留守家庭児童教室の指導員、時給1,127円の据置きもありましたが、2月号と3月号を比較すると、例えば、こども園の支援員「1,255円」から「1,330円」、あるいはこども園の実務員が「1,117円」から「1,191円」など、おおむね75円前後の時給の引き上げになっています。

引上げに関し、ただいま予算の審議中です。明日が議決になるわけですが、議決していないのに引上げ額を掲載する法的な根拠などをお尋ねいたします。

2点目は、会計年度任用職員の公務の内容や性質、責任について伺います。

当町の場合、正規職員を補完する仕事、正規職員とほぼ同じ仕事、正規職員の指示を受けない専門性の仕事に携わる比率を伺いたいと思います。

3点目は、3月末現在の男女の職員数とジェンダーギャップの環境整備や課題を伺います。

4点目は、先ほど申しました3月号の1,127円の時給の据置きした留守家庭指導員の4月からの時給は引き上げられるのでしょうか。また、3月号で1,127円と記載した理由についてお聞かせください。

○議長（早崎百合子君） 川口総務部長、自席で答弁。

○総務部長（川口智也君） 水谷議員の再質問の1点目から3点目について、私のほうから御回答させていただきます。

会計年度任用職員の次年度の報酬につきましては、水谷議員御指摘のとおり広報「よ

うろう」3月号にて掲載しておりますが、その理由といたしましては、職業安定法第5条の3において、労働者の募集を行う者は、労働者の募集に当たり、募集に応じて労働者になろうとする者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないと規定されておりますが、一般職の地方公務員の採用については地方公務員法に基づく手続の規定が適用されるため、この規定は適用されません。

しかしながら、令和5年12月7日付、総行公第127号総務省自治行政局公務員部公務員課長通知「「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」及び「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」の施行等の周知について」において、職員の募集を行う際は、求職者等への適切な配慮等の観点から、職業安定法第5条の3の趣旨についても十分に留意するよう技術的序言がなされております。また、応募される方におきましても報酬額は重要な判断材料になると思われまので、御理解いただきたいと思います。

2点目でございます。

会計年度任用職員の職務につきましては、一般事務補助のほか、保育教諭、こども園支援員、看護師、調理師、園務員、留守規程児童教室支援員、保健師といった専門職など多くの職種がありますが、免許や資格によりそれぞれの専門知識を生かしながら正職員と連携して職務に当たっております。

町民の皆様の大切な命と健康をお預かりしておりますので、正職員も含めましてどの職員も責任感を持ち職務に当たっております。

3点目のジェンダーギャップについてでございます。

3月時点での会計年度任用職員の男女比につきましては、フルタイムの会計年度任用職員につきましては男性が4名、女性が9名の合計13名、パートタイムの会計年度任用職員については男性が44名、女性が228名の合計272名となっております。

ジェンダーギャップにつきましては、最初の質問の回答でも行いましたが、引き続き男女の差のない募集と公正な採用を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（早崎百合子君） 尾前教育総務課長、演台にて答弁。

○教育委員会教育総務課長（尾前真理君） それでは、再質問の4点目について私のほうから御回答申し上げます。

留守家庭児童教室指導員の報酬額につきましては、春休み期間を含む3月中の採用を予定しておりましたので、現行の報酬額を掲載しております。

また、次年度、4月以降につきましては1,203円の時給額を予定しております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 水谷久美子君。

○ 1 1 番（水谷久美子君） 自治体職員採用応募の厳しさや離職率について、今朝もラジオやテレビが報じてしました。一般職、会計年度任用職員ともにアンケートを実施するなどして改善希望を把握し、自治体職員としてのやりがいと誇りが持続する働く処遇改善をさらに進めていただけることを強く要望して、最後の質問に入ります。

最後に、成年後見制度について伺います。

知的障害などがあり判断が厳しい人に代わり、財産管理や施設入所契約など、後見人が支援するのが成年後見制度です。

この制度は問題点も指摘されてきました。例えば、本人が生活の中で家族や支援者に相談しながら自分で決められることもありますが、そのような場合でも、本人の生活全般に権限を持つ後見人の場合、本人の意思をあまり聞かず、保護のためとして本人の生活の在り方を決めてしまう。また、制度利用を始めると基本的には判断能力が回復しない限り、本人がお亡くなりになるまで終わることができず、長期にわたり利用し続けなければならないことへの負担です。

そうした中、後見人制度の見直しに向けて議論が進み、法改正の要綱案が法制審議会に提出されました。

改正案では、判断能力に変化がなくても、成年後見人の必要がなくなれば終了できる。つまり必要なときだけ利用することができる。名称も成年後見制度から補助制度に変わる。判断能力の程度で支援内容を分けることはやめ、必要な事項についてのみ補助員が権限を持つことです。

今後の課題として、改正に合わせ市町村に地域支援ネットワークのコーディネートを行う中核機関の設置が法制化されます。また、日常的な生活支援を担う新しい事業も創設されるとのことです。

この基盤整備のため、主体となる町が成年後見の仕事を担える人や意思決定支援ができる人の育成が求められますが、人材育成の課題にどのように取り組んでいかれるのか、見解をお伺いします。

○議長（早崎百合子君） 伊藤健康福祉課長、演台にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（伊藤めぐみ君） ただいまの水谷議員の御質問ですが、実務的な内容が含まれますので、私のほうから御回答をさせていただきます。

現行の成年後見制度におきましては、本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された成年後見人、補佐人または補助人が御本人を支援する制度となっており、対象者の方の能力の程度によって利用できる制度が一律に定められております。高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加により成年後見制度に対するニーズは増加、多様化しておりますが、様々な課題により成年後見制度が十分に利用されておられません。

令和4年度、国で策定されました第2期成年後見制度利用促進基本計画におきまして、制度の見直しに向けた検討、権利擁護支援策の総合的な充実、制度運用の改善、地域連

携ネットワークづくりの推進が掲げられ、地域共生社会の実現に向け、制度の利用を必要とする方が適切な時期に必要な範囲、期間で制度を利用し、住み慣れた地域において尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう成年後見制度の運用改善等に取り組むこととされています。

今回、26年ぶりの改正によりまして、御本人が必要とする支援の内容により利用する制度を選択できるよう見直しが行われます。

人材育成につきましては、今後、改正が見込まれます社会福祉法につきまして近隣市町や関係機関などと情報共有や事例検討を実施し、社会福祉協議会とも協力しながら包括的な支援体制の整備を進めるため今後の国の動向等を注視してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） この質問のきっかけは、町内に住む方からの声が寄せられたことです。

認知症の知り合いが成年後見制度で福祉関係の法人の所長の支援を受けているが、相談事で後見人に電話してもつながらない。金銭管理や報酬がどうなっているのかも分からない。冷蔵庫の中には入り切れないくらいの賞味期限切れた商品が詰まっている。市町村には関わりがないのかとの内容でした。

また、3月14日の岐阜新聞の朝刊に、成年後見の報酬で提訴、利用者に無断は違法との見出しで、利用者が弁護士や社会福祉法人を相手に報酬の返還を求める訴訟を3月13日、埼玉、東京、両地裁に起こしたと報じました。

制度を調査する過程で、見直しに向けて法改正が議論されていることが分かりました。市町村に中核機関の設置が法制化すれば、冒頭に紹介した事項の改善が図られるのではないかと考えます。基盤整備のため、主体となる市町村がしっかりと予算を投入し、人材育成や包括的な支援体制を進めていただきたいと思います。

以上で、私、水谷久美子の一般質問を終わります。

○議長（早崎百合子君） 以上で、11番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時50分といたします。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、1番 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） 議長より発言の許可を得ましたので、ふるさと納税一般分について質問いたします。

厳しい財政状況の中で、ふるさと納税制度に基づく寄附金は当町においても貴重な財

源となっておりますが、昨年度の養老町に対するふるさと納税一般分の寄附総額は、総務省において公表されている資料によれば6億3,549万4,500円でありました。

県内42市町村の中での順位は10位ということで、決して少ない額であるとは思いますが、前年度対比でマイナス40.9%という数値と、全国のふるさと納税寄附額の総額が前年対比でプラス10%であったことを踏まえますと、原因の分析と対策は欠かせない状況であったと思います。

この課題に対して、担当課による原因の分析につきましては、全国的な物価高騰により寄附者のニーズが変化したことが大きく影響しているのではないかという見解でありました。具体的には、物価高騰が継続する一方、まだまだ十分な賃上げの影響が出ていない現状の中で、日用品や生活必需品などの人気上昇し、高級感のある嗜好品はやや敬遠され、お米やトイレットペーパー、ティッシュなど日常生活の中で必要なものを選ばれるようになってきているという分析であったと思います。

また、対策としましては、返礼品搭載ページの改善や返礼品のラインナップの充実のほか、既存の返礼品についてもバリエーションを増やすといった対策を示しておられました。

そして、ここでもう一点、ふるさと納税制度は寄附の受入れだけでなく、当町から他の自治体への寄附がなされることによって税収が流出することについても目を向けなければなりません。

こちらの表を御覧ください。少し見にくいですが、愛知県の欄を御覧ください。この表は、総務省が市区町村別にふるさと納税受入額と住民税控除額の上位10団体をまとめたものになります。

こちらの表を見ますと、例えば令和6年度、137億円で全国7位の寄附額となる愛知県の名古屋市ですが、その一方で令和6年度寄附に対する令和7年度の住民税控除額は全国2位の198億円であったことが分かります。

ふるさと納税制度に係る収支につきましては、寄附者に返礼品を届けるまでの経費や地方交付税の交付を受けているかどうかといった問題も含めて考えなければならないと思いますが、税収の流出も自治体によっては重要な課題となっております。

県内では、昨年9月に岐阜市の令和7年度の住民税控除額が令和6年度の寄附の受入額を大幅に超えたことが報道されておりました。

そこで2点について御質問いたします。

1点目、最近ではお米やティッシュペーパーといった日常生活の中で必要とされているものが全国の返礼品の上位にランキングしており、現在においても物価高騰における寄附者の日用品志向に大きな変化はないように感じておりますが、そうした中で令和7年度のふるさと納税一般分の寄附額の現在の状況はいかがでしょうか。寄附額向上のために実施してきた取組も含めて、答弁をお願いいたします。

2 点目、令和 7 年度において、ふるさと納税制度に基づき、当町から他の自治体に寄附がなされたということによって失われた税収額について、以上、2 点について答弁を求めます。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 佐野議員の御質問に御回答をさせていただきます。

まず 1 点目の令和 7 年度のふるさと納税一般分の寄附の状況についてでございます。

議員御指摘のとおり、ふるさと納税の全国的な傾向は大きく変わっておらず、物価高騰など社会情勢の変化を背景に、お米とかトイレットペーパーといった日用品や生活必需品が現在も全国の返礼品の上位にランキングしておるとおり、本町の返礼品の主力である飛騨牛を含める高級感のある嗜好品と言われるようなものは、やや敬遠されている厳しい状況が続いていると推察をしております。

また、令和 7 年 10 月 1 日から、総務省の制度改正により、ふるさと納税のポータルサイトにおいて寄附者に対してなされておりましたポイント付与が廃止されておるわけでございます。こうした状況から、まず寄附者の制度改正前の駆け込み需要に対応できるよう、今年度の上半期につきましては特に寄附ポータルサイト内における返礼品の P R に力を入れてまいりました。

具体的には、寄附ポータルサイトの特集ページなどへの広告掲載や検索連動型広告の活用を行うとともに、返礼品の画像の改善であったり、多くの人の目に留まるような露出機会の確保に努めてまいりました。また、年間を通じまして寄附者の多様なニーズに応えるため、返礼品提供の事業者や中間事業者と連携を密にし、新たな返礼品の開拓にも取り組んでおるわけでございます。

一例を挙げますと、本町の特産品であるひょうたんや、飛騨牛の食べ比べセットを新たに追加したほか、同じ返礼品の中でも内容量の違うものを用意するなどバリエーションを増やしてきたわけでございます。

さらに、新たな取組といたしまして、令和 7 年の 12 月からでございますけれども、現地決済型ふるさと納税サービスを開始いたしました。これは町内の飲食店や旅館などで受けた体験型のサービスに対する支払い方法に、ふるさと納税による寄附が選択できるようになるサービスでございます。スマートフォンの専用の Q R コードを読み込むことで、その場でふるさと納税の手続を行うことができる大きな特徴でございます。返礼品として電子クーポンが即時に発行されますので、例えばでございますが、焼き肉店での食事など、その場の支払いにすぐ使用できる仕組みになっております。現在、16 の事業者に参加いただいておりますが、今後もサービスの周知を図るなどして町内の魅力ある体験、宿泊、飲食などにも幅広く御使用いただけるよう新たな協力事業者を増やしていきたいというふうに考えております。

このほかにも、まるごと肉まつり養老 2025 におけますふるさと納税の P R ブースの設

置や、本町の寄附件数の4割を占める関東圏で放送されております東京MXの情報バラエティー番組にも年末に出演し本町の魅力をPRいたしております。

このように、昨年度の寄附額が前年度対比で4割減といった結果を受けまして、今年度は職員が一丸となって、企画財政課長が特に中心となっておりますけれども、対策にも取り組んでまいりました。私自身も、魅力ある返礼品を皆様に知っていただこうと、本町に関心を持っていただきたいという思いから、出張の際にはふるさと納税やタウンプロモーションのチラシを配布するなど、この1年間職員の先頭に立って本町のPRに取り組んでまいりました。

そうした中で、今年度の寄附累計額は、令和8年2月末でございますけれども、9億5,000万円となっております。昨年度の寄附総額が6億3,549万4,500円と比較しますと約50%増、約3億2,000万円の増収となる見込みでございます。3億2,000万円といいましますと、新年度予算税収が、町税が34億でございますので約9%にも及ぶ金額となっております。今年度進めてまいりました対策の一つ一つが、今回、結果につながっているのではないかとこのように考えているところでございます。

新年度につきましても、様々なニーズに対応できるよう返礼品のラインナップを充実させながら、寄附者に選ばれる返礼品の提供に取り組んでまいります。

特に、いろんな形で御指導もいただいておりますけれども、体験型の返礼品については特産品を送付する場合よりも経済的波及効果や関係人口の創出に効果が高いとされておりますので、現地決済型のふるさと納税サービスの枠組みを活用しながら、拡大にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、返礼品の提供事業者並びに中間事業者との連携に加えまして、各ポータルサイトの運営会社からも情報収集し、より効果的な広告ができるようにも努めてまいりたいというふうに思っております。

2点目の御質問でございます。本町から他自治体への寄附によって失われたいわゆる住民税の税収額についてでございます。

議員がおっしゃるように、ふるさと納税制度におきましては、寄附だけでなく寄附者に返礼品を届けるまでの経費や、税収の流出にも目を向けておかなければなりません。

そうした中、令和7年度におきまして本町の住民税からの寄附金額控除が適用された金額といたしまして、総務省のほうからも公表されておりますけれども、5,009万9,138円でございます。こちらは令和6年1月1日から同年12月31日までの寄附に対してのもので、令和7年度の住民税課税分からの控除が適用される金額となっております。令和6年度の寄附総額であります6億3,549万4,500円から比較しますと、その7.8%程度が本町から他の自治体への寄附によって失われているということで、ふるさと納税制度に係る本町の収支としましては、収入のほうが大きく上回っておるというような状況でございます。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 佐野伸也君。

○1 番（佐野伸也君） 町長の答弁から、令和 7 年度のふるさと納税一般分の 2 月末までの寄附累計額が 9 億 5,000 万円ということで、前年対比で約 50% の増収であることが分かりました。

厳しい財政状況の中、そして物価高の継続に伴い寄附者の日用品志向に大きな変化がない中で、本町 PR のため出張の際にはふるさと納税のチラシを配布するなど、1 年を通して地道な対策を継続してきた川地町長をはじめ担当課である部長、課長また関係職員の取組にまずはねぎらいの言葉を贈りたいと思います。1 年間お疲れさまでした。

また、ふるさと納税制度を活用した寄附に伴う当町の令和 7 年度の住民税控除額についても、6 年度受入額の 1 割以下ということで、収支的に黒字となっていることにも安堵しております。

当町において貴重な財源となっているふるさと納税寄附金ですが、昨年 12 月に閣議決定がなされた令和 8 年度税制改正の大綱においても 3 点の見直しが示されました。

1 点目は、控除額について 193 万円を上限として新たに設定すること、2 点目は、自治体が寄附の募集にかかる総費用の割合を 5 割から段階的に引き下げ、令和 11 年度には最大で 4 割にすること、3 点目が、違反事案へのペナルティーの強化です。

このうち、2 点目については寄附金の約半分しか自治体の実質的な財源になっていない課題への対策ということですが、寄附の募集に係る経費について、返礼品の調達費用や配達料をはじめ事務費のポータルサイトの運営費など、どこの自治体でもおおむね変化がなく、総務省によって公表されている資料においても、養老町では 46%、昨年度県内 1 位の関市で 50%、2 位の可児市で 49%、3 位の高山市では 48% を占める結果となっており、ほとんどの自治体が制度改正に対して何らかの対策を求められる状況です。養老町においても同様の状況であり、この制度改正の影響を受けることになると思います。

そこで 1 点、再質問いたします。

総費用の割合の引下げの制度改正が養老町にどのような影響を与えると想定しているのか、そして町として今後どのように対応していくのか、御答弁をお願いします。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 佐野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず総費用の割合が引き下げられ本町に与える影響についてでございます。

令和 5 年 10 月に、募集に係る全ての経費を寄附総額の 5 割以下にするという制度がより厳格化されて以降、中間業者を一本化するなど経費の削減に努めてきましたが、それでも本町の寄附の募集に係る経費といたしましては、ここ数年ずっと 5 割に近い数値で推移してきております。

さらに、令和 7 年度におきましては、物価高騰による配送料の値上げなどの影響も大

きく、本町の募集経費の割合は49%程度まで上がる見込みでございます。

事務費に係る経費につきましても、例えば各ポータルサイトの運営費用やオンライン決済の手数料は寄付を募る上で必要不可欠であり、これらの経費は全国的に統一されていることから削減は非常に難しいものとなっておりますし、一括発注やワンストップ特例申請のオンライン化などによって経費の削減に取り組んでおりますけれども、寄附金の受領証明書の用紙の封筒などには年々単価が上がっているような状況でございます。

そのため、今回示された募集に係る経費をさらに1年ごとに2.5%ずつ段階的に引き下げていき、最終的に4割以下にするという制度改革に対しまして、経費の縮減だけで対応し切れるものではないというふうに考えております。

したがって、最終的にはルールを遵守するための返礼品の寄附額を上げることを視野に入れております。なお、この経費の割合への対応は全国で同様の状況でありますので、他の自治体での返礼品の寄附額を上げて対応するところが多いのではないかとというふうに推察しておりますが、返礼品の寄附の金額の変更は寄附申込みの増減に影響する可能性が高いと推測されますので、返礼品の寄附金額の変更につきましては他の自治体の動向やバランスも考慮しながら、慎重に判断してまいりたいというふうに思っております。

また、このほかにもふるさと納税に係る経費の多くは寄附金額をベースに定率で要求されるものが多く、例えば返礼品の調達費用や決済手数料、各ポータルサイトの委託料などは寄附金額に一定の割合を掛けて算出される一方で、配送料や寄附受領証明書など、事務用品など寄附金額とは直接比例しない定額の経費もございます。

したがって、低単価の返礼品の割合が増えると定額分の経費に圧迫され、費用を5割以下に抑えることは難しくなるというふうに考えておりますが、反対的に高単価の返礼品を増やすことは経費の縮減の効果があると思われまますので、寄附者の動向も踏まえつつ、新たな高単価の返礼品を増やすなど、そういったものにも注力をしてまいりたいというふうに考えております。

このように、本町の募集経費は大変5割に非常に近い数値となっており、返礼品の調達費用を除いた事務費用等につきましては大幅な削減が見込めない状況でございますが、可能な限り経費の節減を行うとともに、他の自治体なんかの取組も情報収集、研究しながら、ルールを遵守するための必要な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 佐野伸也君。

○1 番（佐野伸也君） 人口減少と少子高齢化が進み、今後ますます財政状況が厳しくなる中で、ふるさと納税制度を通じて全国から寄せられる寄附金は養老町が抱える課題に向き合い、独自の地域づくりに取り組んでいく上で、もはや欠くことができない貴重な財源となっております。

そのため、国の制度改正や他の自治体の動向などを十分に調査し、ルールを厳守した上でこの貴重な財源を確保していただくとお願いして、私からの一般質問を終わります。

○議長（早崎百合子君） 以上で、1番 佐野伸也君の一般質問を終わります。

次に、2番 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） 議長より発言の許可を得ましたので、高齢者が安心して居住できる環境とはについて質問いたします。

日本の社会は少子高齢化が進み、人口減少時代を迎えました。日本の総人口は2025年には約1億2,359万人で、3年前の2022年は1億2,544万人でした。185万人の減です。65歳以上は約3,624万人、高齢化率は約29%、国民の3人に1人弱が65歳という状況です。

そこで、養老町の総人口、高齢者数の推移表を御覧ください。

養老町の平成30年から令和7年までの総人口です。平成30年は2万9,309人、令和7年は2万5,785人です。3,524人の減です。65歳以上の高齢者の数は平成30年には9,089人です。令和7年は9,453名です。364人の増です。高齢化率は、平成30年は約31%、それから令和7年は約37%、約6%高くなっています。

高齢化が今後も増えていくことが予想されます。75歳以上の割合は2030年にピークを迎えると見込まれると思います。そこで、後期高齢者や独り暮らしへの介護、福祉サービス制度の強化が課題になってきております。

このように、養老町において高齢化が進んで高齢者の生活形態に変化が出てきます。社会保障、医療、介護、人材構成など強く影響してきます。この傾向を踏まえて、町の対応について、5点質問いたします。

1点目は、生活形態に変化が出てきた高齢者、後期高齢者の対応について。

高齢者が安心して自立した生活が続けられるようにするために居住環境が必要です。高齢夫婦世帯から高齢単身世帯、独り暮らし世帯です、になられた場合、しっかりされている方でも多いんですが、後期高齢者以上になられると肉体的、精神的に弱ってこられる方もあります。サポートの必要性が高まります。

地域では、町民会議や区長会、民生委員等が一生懸命に支援してみえます。しかし、見守りにも限界があります。高齢者の人数が増えたり、また見守っていらっしゃる方が高齢になっていくなどです。

今後、どのような居住環境づくりの対策をされますか。町として、サポート事業を実施されていることはどのようなことがありますか、教えてください。

2点目のことで、認知症にならないための取組について。

生活形態に変化が出てきた高齢者、特に独り暮らしの方への認知症予防と支援についてです。行政が主体となって行っている取組はありますか。主に予防的な社会参加の推

進と、万が一に備えた包括的な支援体制の構築に集約されるのではないのでしょうか。

そこで、認知症予防の具体的な取組と内容についてお伺いします。また、独り暮らしになられて認知症的な傾向がある方への支援についてです。

3点目の質問は、高齢者の75歳以上の方が約7割ほど見られます。会話の聞き取りが難しい、孤独感や周りの会話に参加できなくなった、コミュニケーションを取ることが難しくなったという方がいらっしゃいます。難聴による社会的な孤立となるリスクを高めると言われています。高齢者の難聴として、どのような対策をしてみえますか。何かありますか。

先日、健康福祉課に行ったときに、窓口に軟骨伝導イヤホンというものがありました。どのようなものか具体的に教えてください。

4点目につきまして、身寄りのない高齢者や医療、介護を受けていない高齢者の対応についてです。

家族など身寄りのない人への対応について、身寄りのない高齢者が認知症を発症すると、財産管理や医療、介護の契約、入院時の身元保証、死後の事務など、生活の維持に関わるあらゆる面で困難に直面します。これからの課題に対応するため、公的な取組はどのようなになっていますか。

また、医療、介護サービスを受けていない高齢者の方に、どこに相談に行ったらいいのでしょうか。例えば、ごみを出せない、買物に行けない、車はない、草取り、掃除など日常生活自立支援がどこに相談に行ったらいいのかなということです。

最後の5点目です。災害発生時の支援についてです。

高齢者の方は身体的、精神的な弱さを抱えています。要支援や要介護の方、視覚・聴覚に障害のある方、慢性疾患を抱えている方など特別な配慮が必要だと思います。

身寄りのない高齢者は精神的な不安になります。緊急連絡簿の整理、避難計画の策定、避難訓練の実施など、各地区の住民と一緒に進めていただきまして、防災意識を高めていただく事前準備が大切ではないのでしょうか。今後、町としてどのような対策を行って行かれるのでしょうか。

以上、5点についてお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 実務的な内容が含まれますので、1点から4点目につきまして、住民福祉部関係について私のほうからお答えいたします。

急速な高齢化の進展に伴い、独り暮らしの高齢者や高齢者のみで暮らす世帯が増加し、世帯構成が大きく変化してきました。高齢者の生活形態の変化により、加齢や疾病等による心身機能、認知機能の低下、また介護、障がい、経済、家族問題等の課題が複合し様々な分野において影響を及ぼしております。町といたしましても、こうした状況を重要な課題と認識し総合的な対策に取り組んでおります。

1 点目の御質問につきまして、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯となり生活形態に変化が出てきた場合には、地域包括センター、民生委員、医療機関、介護サービス事業所、社会福祉協議会等の関係機関が連携しながら早期に把握するように努めており、支援が必要なケースは速やかに訪問、相談支援につなげております。

経済的な問題や健康問題、育児、介護の問題や精神的な問題などが複数の問題として同時に抱えている状態となるようなケースでは、各関係機関が連携し、総合的な相談支援体制の充実が図れるよう包括的支援体制の整備を行っております。

また、郵便局や金融機関、宅配業者など12の事業者と、異変があった高齢者等を発見した場合は連絡をいただいたり、生命の危険があるなど緊急性があると判断したときには警察署や消防署へ通報いただくよう高齢者等の見守り活動に関する協定を締結しており、日常業務の範囲内で見守り活動を実施していただいております。

そのほか、友愛訪問事業、福祉推進委員活動事業、介護サービスカー貸出事業について養老町社会福祉協議会に委託し、高齢者の方が安心して地域で暮らせるよう支援しております。

また、公共交通機関などを利用することが困難な高齢者や障がいのある方々などに対し、社会参加の機会や日常的な外出を支援する福祉有償運送事業を養老町社会福祉協議会に委託し、高齢者の方が安心して地域で暮らせるよう支援してまいります。

2 点目の認知症予防につきましては、認知症サポーター養成講座や介護予防事業を通じ、認知症のリスク要因の一つである社会的孤立の予防に取り組んでおります。

また、高齢者の社会参加の促進を図るため、町内27か所でいきいきサロンが開催されており、養老町社会福祉協議会がその活動を補助、推進されております。

3 点目の難聴に対する対策でございますが、生活習慣病なども関連があるとされておりますので、特定健診やすこやか健診等の受診勧奨や、介護予防事業の実施などに取り組んでまいります。

また、出前講座などで周知し、必要に応じて医療機関受診へつないだり、社会的孤立とならないよう地域の通いの場等の参加促進など、支援にも取り組んでまいります。

また、御紹介いただきました軟骨伝導イヤホンについては、耳の聞こえの不安のある方に利用していただけるよう健康福祉課の窓口を設置しております。

軟骨伝導イヤホンは、外耳周辺の軟骨を振動させることで鼓膜に振動を伝えて音を聞く方式です。軟骨伝導イヤホンは、耳穴を塞がず軟骨付近に軽く添えるだけで音を拾うことができるものでございます。

4 点目の家族や身寄りのない高齢者の方や、医療、介護サービスにつながない方に対しましては、健康福祉課、地域包括センターが相談窓口となっています。必要に応じて、御本人の権利を守る後見人等を選ぶことで御本人を法律的に支援する成年後見制度につきましては、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方に対

しまして御利用いただける制度でございます。

日常生活自立支援事業につきましては、日常生活に必要なお金の出し入れや事務手続等をお手伝いしていただける事業として社会福祉協議会が行っております。

身寄りのない高齢者の方が福祉サービスの利用、契約や適切な財産管理を行えるよう、高齢者の方の意思を尊重しながら福祉サービスの利用や生活環境の改善を通じて自立した生活を支援できるような取組などの充実に努めてまいります。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 大橋議員の5点目のほうは、私のほうから御回答させていただきます。

災害発生時の支援といたしましては、避難行動要支援者名簿の整備や個別避難計画の作成を推進しており、地域の区長さんや民生委員とも情報共有を図っております。

また、平時から関係機関や地域と連携し、災害時における安否確認を行うための訓練などを行うことで、災害時にも迅速かつ適切な支援が行える体制づくりにも努めております。

今後も、高齢化の進展や生活形態の変化を的確に捉えながら、医療、介護、福祉、地域が一体となった支援体制の充実に図り、高齢者の皆様が住み慣れた町で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指して、引き続き支援をしてまいりますというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） ありがとうございました。

今後、後期高齢者や独り暮らしの高齢者が増えてまいります。この2月の末に地域のボランティア活動に参加し、高齢者の単身世帯への訪問をしてまいりました。

誰もいない独り暮らしの高齢者の方、何日も話していないと言われる方がほとんどでした。訪問すると、うれしそうに会話が弾み、10分から15分たつと顔色がだんだんよくなってきます。そして、自分の日頃の生活状況を話してくださいます。困っていることやしてほしいことなどを伝えてくださいます。本当に久しぶりの訪問でした。やはり顔を見て、聞いてあげることがとっても大切だなあと感じました。また、日々の生活の中で対話を途絶えさせないようにすることが何よりも大切になってくるのではないかと思います。

私は日常生活の助けを必要とする人の支援は、それは地域の住民が一番大切な支援者だと思います。地域づくりの主体は住民である。気軽に相談できる場、そこは後期高齢者の方や独り暮らしの高齢者の方の居場所なんです。居場所は各地域の公民館で利用したらなあ、月に1回か2回欲しいなあ。支援について、横の連携を大切に支援する。地域の民生委員、区長、町民会議、ボランティアなど、それから一番求めていることは専

門的な指導者、健康福祉課、包括センター、養老町社協など専門的な方が見えると大変心強いです。1名から2名ほど、その会議に参加していただけないかなということを感じました。行政や地域社会、住民が一緒になって誰も取り残さない福祉をしていきたいなど願っています。そのために、高齢者の方や独り暮らしの高齢者の方の医療、介護の居場所は、困ったときに相談できる場所、地域の保健室があるといいなあということを感じました。

この活動は支援の場だけではありません。人と人との出会いの関係が生まれる居場所です。高齢者や独り暮らしの方の居場所です。最近どうしたの、ちょっと元気ないね、そんな何げない会話から高齢者の変化に気づくことがあります。また来てもいいということの中に、その人の安心感が表れます。

支援とは、特別な行為ではありません。気かけ続けることだと私は感じます。地域で皆がつながりながら、後期高齢者の方や独り暮らしの方が安心できるような地域の保健室をつくりたい、地域での取りこぼしのない居場所づくりとしていきたいと思っています。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（早崎百合子君） 以上で、2番 大橋みち子君の一般質問を終わります。

以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（早崎百合子君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会最終日は明日3月19日木曜日午前9時30分より再開いたします。

本日はこれをもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午前11時33分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年3月18日

議 長 早 崎 百 合 子

議 員 清 水 由 美 子

議 員 北 倉 義 博